

社会福祉法人阿南町社会福祉協議会役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿南町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(役員の定義)

第2条 この規程において、社協の役員等とは次のものをいう。

- (1) 会 長
- (2) 理 事(会長は除く。)
- (3) 監 事
- (4) 評 議 員

(報酬)

第3条 役員等で非常勤の者の報酬は、別表のとおりとする。ただし、阿南町行政担当者には支給しないこととする。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務に従事したとき、職務のために出張したとき又は会議等に出席したときに費用弁償として別表のとおり旅費を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成18年8月1日から適用する。(平成18年規程第6号)

別表

区 分	報 酬 の 額		旅費の額
非 常 勤 の 会 長	月 額	50,000 円	職員の旅費に関する規程に規定する額 (会長及び常務理事は除く。)
非 常 勤 の 常 務 理 事	月 額	30,000 円	
非 常 勤 の 理 事 (会長及び常務理事は除く。)	日 額	9,800 円	
	半日の場合	6,500 円	
非 常 勤 の 監 事	日 額	9,800 円	
	半日の場合	6,500 円	
評 議 員	日 額	9,800 円	
	半日の場合	6,500 円	

※ 月額報酬の支給については、選任された当月分から支給し、任期満了等（辞職、失職、死亡等含む。）で職を離れた場合は、いずれも当月分に限って日割りにより計算した額を会長が決めて支給するものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。